

新監査公表第 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和 2 年 4 月 27 日

新潟市監査委員	高 井 昭一郎
同	伊 藤 秀 夫
同	風 間 ルミ子
同	竹 内 功

定期監査結果に基づく措置

令和元年度第 2 期定期監査（工事監査）結果報告（令和 2 年 3 月 26 日新監査公表第 13 号）

監査の結果	措置内容	部署
<p>《指摘事項》 対象工事 ：木戸中学校大規模改造工事（建二第 5 号）（建二第 7 号） ：曾野木小学校大規模改造工事（建二第 15 号）（建二第 20 号） ：横越小学校大規模改造工事（建二第 8 号）（建二第 16 号）（建二第 40 号） ：牡丹山小学校大規模改造工事（建二第 18 号） ：（関連工事） 大通小学校大規模改造工事</p> <p>業者選定にあたり、競争入札とする業務と、一者随意契約とする業務を区別する根拠が明記されないまま、全体の中から「概ね半分の工事」を選択して、試行的に随意契約を行う旨、担当課に依頼したもの</p> <p>学校施設の大規模改造工事に係る設計業務及び工事監理業務は、民間の建築設計業者に委託している。その委託先については、平成 27 年 4 月 1 日に建築部、財務部及び教育委員会で定めた「新潟市建築設計業務委託の発注に関する運用方針」及び「新潟市建築工事監理業務委託の発注に関する運用方針」（以下、運用方針という。）に基づき、設計業務は公共建築第 2 課と新潟市建築設計協同組合（以下、協同組合という。）が一者随意契約を行い、監理業務は教育委員会施設課が指名競争入札により契約を行っていた。</p> <p>今年度に入り、建築部は、学校の夏休み期間など短期間に大規模改造工事を進捗させるため、発注予定工事のうち、「概ね半分の工事」について、設計業務とともに、工事監理業務を協同組合に委託する一者随意契約の試行を決定し</p>	<p>担当課に随意契約を依頼する場合は、試行という形式は行わず、関係部署と十分な協議を行い、明確な理由を示し慎重に行います。</p>	<p>建築部 公共建築 第 2 課</p>

た。

この決定を受け、教育委員会施設課は、今年度5件の大規模改造工事に係る監理業務について、3件は協同組合と一者随意契約を行い、残り2件を指名競争入札により別の業者と契約した。

地方自治法では、随意契約は、政令で定める場合に該当するときに限り、行うことができるとされている。

しかし、公共建築第2課は、個々の工事監理業務ごとに、随意契約とする理由を示さないまま、全体の中から「概ね半分の工事」を選択させ、試行的に随意契約を行う取扱いとしていた。公共建築第2課の一者随意契約を試行するとした取扱いにより、同じ業務である5件の工事監理業務のうち、2件が競争入札、3件が一者随意契約という形になり、一者随意契約とした3件のケースも競争入札が可能だったのではないかと思われる結果となっている。

この要因は、本件業務の業者選定にあたり、競争入札とする業務と、一者随意契約とする業務を区別する根拠が明記されていなかったことにあると考える。

一方、一者随意契約とした個々の契約については、教育委員会の一者随意契約審査会で承認を受け、その理由についても発注者の裁量の範囲内であることから、適切な手順を踏んで決定されていると言える。

そもそも、地方自治法において、随意契約は、例外的な取扱いであり、特別な理由があることで認められる契約方法である。個々の業務に適正な理由があるのであれば、試行という形式を用いる必要性は無かったと言わざるを得ない。本来、公共建築第2課は、このような契約方法を見直す場合は、財務部と事前に協議を行い、運用方針を変更したうえで行うべきであった。

【合規性】